

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会団体制度

サイバー・情報漏えい保険

「充実プラン」新設および「情報漏えい限定プラン」改定のご案内

シルバー人材センター保険業務につきましては日頃より格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会団体制度の情報漏えい保険制度について、2025 (令和7) 年度より以下のとおり従来のプランに比べて補償内容が拡大した「充実プラン」を新設しました。

このご案内では、充実プランの概要を記載しておりますので、ご加入をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。あわせて、情報漏えい限定プランについては補償内容ならびに保険料の改定を行いますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

※プラン、保険制度の呼称について

充実プランの新設に伴い、これまで販売していたプランの呼称を「情報漏えい限定プラン」としました。

またこれまで「情報漏えい保険」としていた保険制度の呼称を「サイバー・情報漏えい保険」としました。

充実プランの特長 – 情報漏えい限定プランとの主な違い

基本部分 (賠償)

●充実プランでは、幅広い事由で損害賠償請求がなされた場合に保険金支払い対象となります。(○：補償対象)

損害賠償請求の事由	充実プラン	情報漏えい限定プラン
① 情報の漏えいまたはそのおそれ	○	○
② 人格権・著作権等の侵害	○	×
③ IT ユーザー行為 (※) に起因して発生した次のいずれかの事由 (①および②を除きます。) ア. 他人の事業の休止または阻害 イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。) ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生	○	×

サイバーセキュリティ事故対応費用

●充実プランでは、幅広いセキュリティ事故が補償対象となります。(○：補償対象、△：一部補償対象)

セキュリティ事故	充実プラン	情報漏えい限定プラン
① 情報の漏えいまたはそのおそれ	○	○
② 記名被保険者 (シルバー人材センター) が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃	○	△ ①を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃のみ対象
③ ②のおそれ	△ 緊急対応費用およびサイバー攻撃対応費用のみセキュリティ事故に含まれる	△ ①を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃におけるサイバー攻撃対応費用のみセキュリティ事故に含まれる
④ IT ユーザー行為 (※) に起因して発生した次のいずれかの事由 (①および⑤を除きます。) ア. 他人の事業の休止または阻害 イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。) ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生	○	×
⑤ 人格権・著作権等の侵害 (①を除きます。)	○	×

※IT ユーザー行為とは、記名被保険者の業務における次の行為をいいます。

ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。

イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。

●**充実プランでは「緊急対応費用」を補償します。**

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見された場合において、結果的にサイバー攻撃がなかったときに、サイバー攻撃の有無の調査を外部機関へ依頼する費用や、コンピュータシステムの遮断を外部機関へ委託する費用等、損害の発生または拡大の防止のために支出した費用（緊急対応費用）を補償します。

（情報漏えい限定プランでは「緊急対応費用」は補償対象外です。）

＜**緊急対応費用の想定事故例**＞

自社ホームページのレスポンスが突然悪化し、一時的にアクセスができない状態になった。サイバー攻撃が疑われたので、サイバー攻撃の有無の確認を外部業者に依頼するための費用がかかった（調査の結果、サイバー攻撃は発生していなかった。）。

●**充実プランではベンチマークレポートサービス、サイバーリスクモニタリングサービスが受けられます。**

ベンチマークレポートサービス	企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるレポートを提供します。
サイバーリスクモニタリングサービス	お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供します。

（注）サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

**情報漏えい限定プラン・充実プラン 保険料（保険期間：2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時）**

●**情報漏えい限定プラン**

補償内容の改定に伴い、全ての加入タイプの保険料を令和6年度対比で2%アップします。

改定内容については、後述の「情報漏えい限定プランの補償内容改定」にてご確認ください。

（改定前）令和6年度保険料

タイプ	賠償責任部分 支払限度額	サイバーセキュリティ 事故対応費用部分 支払限度額	年間保険料		
			国庫補助ランク A	国庫補助ランク B	国庫補助ランク C
Iタイプ	2億円	1千万円	138,380円	79,740円	28,500円
IIタイプ	1億円	1千万円	125,570円	72,360円	25,500円
IIIタイプ	5千万円	5百万円	101,580円	58,540円	22,500円

（改定後）令和7年度保険料

タイプ	賠償責任部分 支払限度額	サイバーセキュリティ 事故対応費用部分 支払限度額	年間保険料		
			国庫補助ランク A	国庫補助ランク B	国庫補助ランク C
GIタイプ	2億円	1千万円	141,150円	81,330円	29,070円
GIIタイプ	1億円	1千万円	128,080円	73,810円	26,010円
GIIIタイプ	5千万円	5百万円	103,610円	59,710円	22,950円

●充実プラン

タイプ	賠償責任部分 支払限度額	サイバーセキュリティ 事故対応費用部分 支払限度額	年間保険料		
			国庫補助ランク A	国庫補助ランク B	国庫補助ランク C
FIタイプ	2億円	1千万円	155,270円	89,460円	31,980円
FIIタイプ	1億円	1千万円	140,890円	81,190円	28,610円
FIIIタイプ	5千万円	5百万円	113,970円	65,680円	25,250円

**サイバー・情報漏えい保険 ご加入に際してのご注意**

「情報漏えい限定プラン」、「充実プラン」のなかから、いずれか一つご加入プランを選択してください。

「情報漏えい限定プラン」、「充実プラン」の両方にご加入いただくことはできません。

**充実プラン 紹介動画のご案内**

(株) 全福サービスのホームページに充実プランの商品内容をご紹介する動画を掲載しました。ぜひご視聴ください。

また補償内容の改定についてもご案内しております。

全福サービスホームページ <https://www.zenpuku.co.jp/silver06.html#main>



**情報漏えい限定プランの補償内容改定**

- ① コンピュータシステム復旧費用の自動補償化：これまで付帯の無かった「コンピュータシステム復旧費用担保特約条項」で補償する費用を、自動付帯される「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」の費目として追加し、すべてのご契約において補償対象とします。

本改定により新たに自動補償となる費用	
	セキュリティ事故（*1）により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、ソフトウェア・プログラムの復元費用等
	セキュリティ事故（*1）によりサーバ等のコンピュータシステム（*2）に損傷が生じた場合の修理費用や、一時的に使用する代替物の賃借費用等

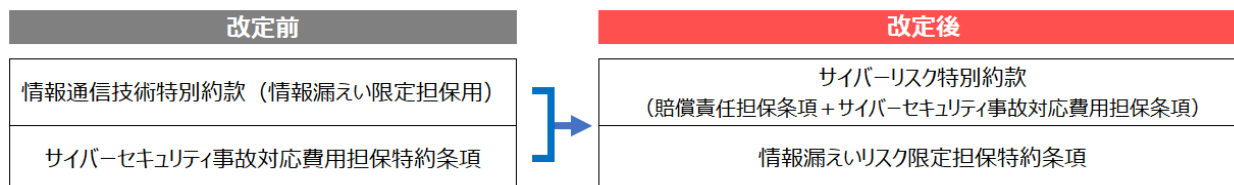
（\*1）記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃等をいいます。なお、情報漏えい限定プランにおいては、情報漏えいやそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃等をいいます。

（\*2）携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。

② 約款構成のシンプル化（サイバーリスク特別約款の新設）

- 商品のシンプル化・わかりやすさの向上を目的として、「サイバーリスク特別約款」を新設し、従来は別々の約款で補償していた「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」を1約款でまとめて補償します。
- 「情報漏えい限定補償プラン」においては、情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）を廃止し、新設のサイバーリスク特別約款に「情報漏えいリスク限定担保特約条項」をセットする構成に変更します。

<情報漏えい限定補償プラン>



③ 「費用に関する補償」の内枠支払限度額・縮小支払割合の適用要件の緩和

次ページ表の費目に設けていた固有の支払限度額・縮小支払割合を廃止し、適用する支払限度額・縮小支払割合を1本化することで、補償内容をよりわかりやすくします。

補償対象となる費目		改定前	改定後
		各費用固有の支払限度額 (*1)・縮小支払割合	各費用固有の支払限度額 (*1)・縮小支払割合
サイバー攻撃 対応費用	コンピュータシステム遮断費用	(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれが 公表等の措置 (*2) により客観的に明らか になった場合： ・Ⅰタイプ・Ⅱタイプ：1千万円 (*3)・100% ・Ⅲタイプ：5百万円 (*3)・100%	・GⅠタイプ・GⅡタイプ：1千万円 (*3)・100% ・GⅢタイプ：5百万円 (*3)・100%
	サイバー攻撃の有無確認費用		
原因・被害範囲調査費用			
相談費用	弁護士費用	(B) 上記以外の場合： ・Ⅰタイプ・Ⅱタイプ：1千万円 (*3)・90% ・Ⅲタイプ：5百万円 (*3)・90%	
	コンサルティング費用		
	風評被害拡大防止費用		

(\*1) 基本支払限度額の内枠となる支払限度額です。

(\*2) 公的機関に対する届出・報告等、新聞・テレビ・インターネット等による発表・報道、被害者等に対する詫ひ状の送付、または公的機関からの通報をいいます。

(\*3) 1 事故・保険期間中の支払限度額です。

#### ④ お支払いする保険金の免責金額・縮小支払割合の適用方法の変更および明確化

免責金額と縮小支払割合の適用方法（順序）の変更および明確化を行いました。これに伴い、お支払いする保険金が少なくなる場合がございます。

#### ⑤ 免責事由の新設

次の事由に起因する損害は、補償対象外とします。

事由	概要
戦争等	「戦争等危険不担保特約条項」を新設し、すべてのご契約にセットします。本特約により、国家の重要インフラサービス・安全保障等に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃等、戦争等に起因する損害は、補償対象外とします。
生体情報の取扱いに関する規則等の違反	生体情報 (*1) の保護または取扱いに関する国内外の法・規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害は、補償対象外とします (*2)。

(\*1) 個人の身体的、生物学的または行動科学的な特徴を表す識別子（指紋、網膜・虹彩、声紋、手・顔の形状等をいいます。）に基づき、特定の個人を識別することができる情報をいい、医療機関が患者等の診察・治療を目的として取得するものを除きます。

(\*2) 情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害の場合は、本免責事由は適用されず、補償対象となります。

#### ⑥ 「再発防止費用」の補償の改定

次の事由についての再発防止費用は、補償対象外とします。

- 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示・配信によって生じた他人の著作権・人格権等の侵害

当該チラシは、サイバー・情報漏えい保険の概要を示したものです。保険の内容はパンフレット「サイバー・情報漏えい保険団体制度のご案内」をご覧ください。詳細は(ご契約者である団体の代表者にお渡しする) 保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店までお問い合わせください。

※「サイバー・情報漏えい保険」はサイバーリスク保険、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の愛称です。

#### 取扱代理店

株式会社全福サービス  
東京都千代田区神田須田町 1-4-8  
NCO 神田須田町 5 階  
TEL: 03-3252-2012 FAX: 03-3258-8878

#### 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社  
担当課：公務第一部公務第二課  
TEL: 03-3515-4124

#### 共同保険引受保険会社（非幹事）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

24T-001760 2024年12月作成